



発行 東京都

目次

告示

公告

○急傾斜地崩壊危険区域の指定(二件)……………一
……………(建設局河川部指導調整課)……………

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………五
……………(生活文化局都民生活部管理法人課)……………

○特定非営利活動法人の設立の認証申請……………五
……………(同)……………

○特定非営利活動法人の認定……………七
……………(同)……………

○認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出……………七
……………(同)……………

○都市計画事業の施行……………七
……………(建設局道路建設部管理課)……………

○東京都指定排水設備工事事業者の変更届出……………七
……………(下水道局)……………

●東京都告示第六十二号

告示

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定に基づき、急

傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。
この関係図書は、平成二十九年一月十八日から起算して

二週間東京都建設局河川部及び東京都西多摩建設事務所において一般の縦覧に供する。
平成二十九年一月十八日

東京都知事 小池 百合子

一 区域の名称

青梅市長淵一丁目地区

二 区域の範囲

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱十四号とを結んだ線に囲まれた土地の区域(別図のとおり)

青梅市友田町五丁目

三九二番 一号、十三号及び十四号

三九一番 二号

三九五番二 三号及び四号

四〇〇番二 五号

四〇〇番八 六号

同市長淵一丁目

二一番一五 七号

二一番一二 八号

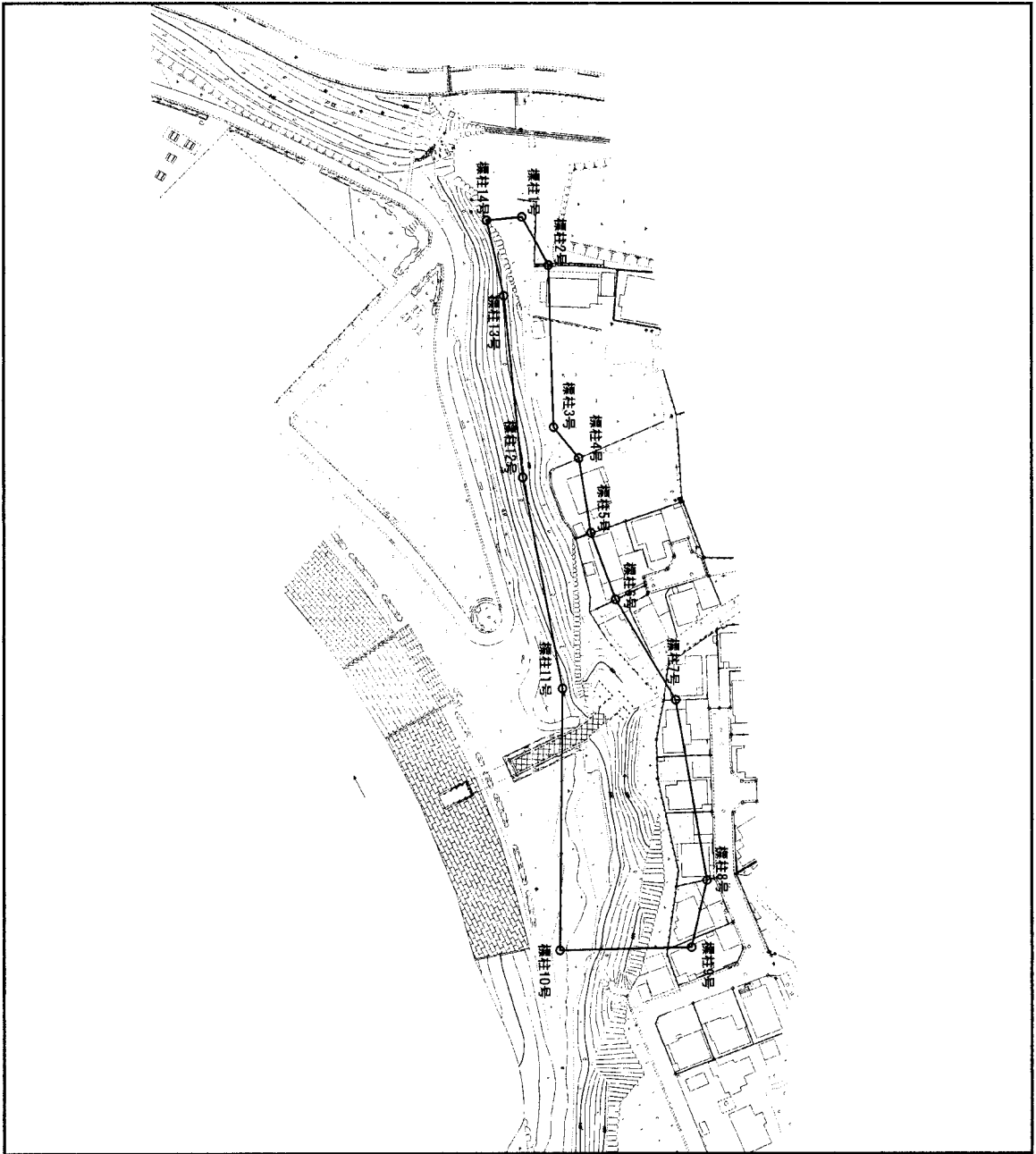
二一番七 九号

同市友田町五丁目

三九九番一 十号

三九八番一 十一号

三九六番 十二号



青梅市長淵一丁目及び友田町五丁目地内

急傾斜地崩壊危険区域

青梅市長淵一丁目地区

別図

●東京都告示第六十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定に基づき、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

この関係図書は、平成二十九年一月十八日から起算して二週間東京都建設局河川部及び東京都西多摩建設事務所に置いて一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 区域の名称

青梅市河辺町一丁目地区

二 区域の範囲

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱二十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱二十三号とを結んだ線に囲まれた土地の区域（別図のとおり）

青梅市河辺町一丁目

八〇五番一 一号から四号まで、二十一号及び二十二号

八〇二番三 五号から七号まで

八〇二番四 八号

八〇一番一 九号及び十号

八〇〇番五 十一号

三〇番四四 十二号及び十三号

七八七番三 十四号

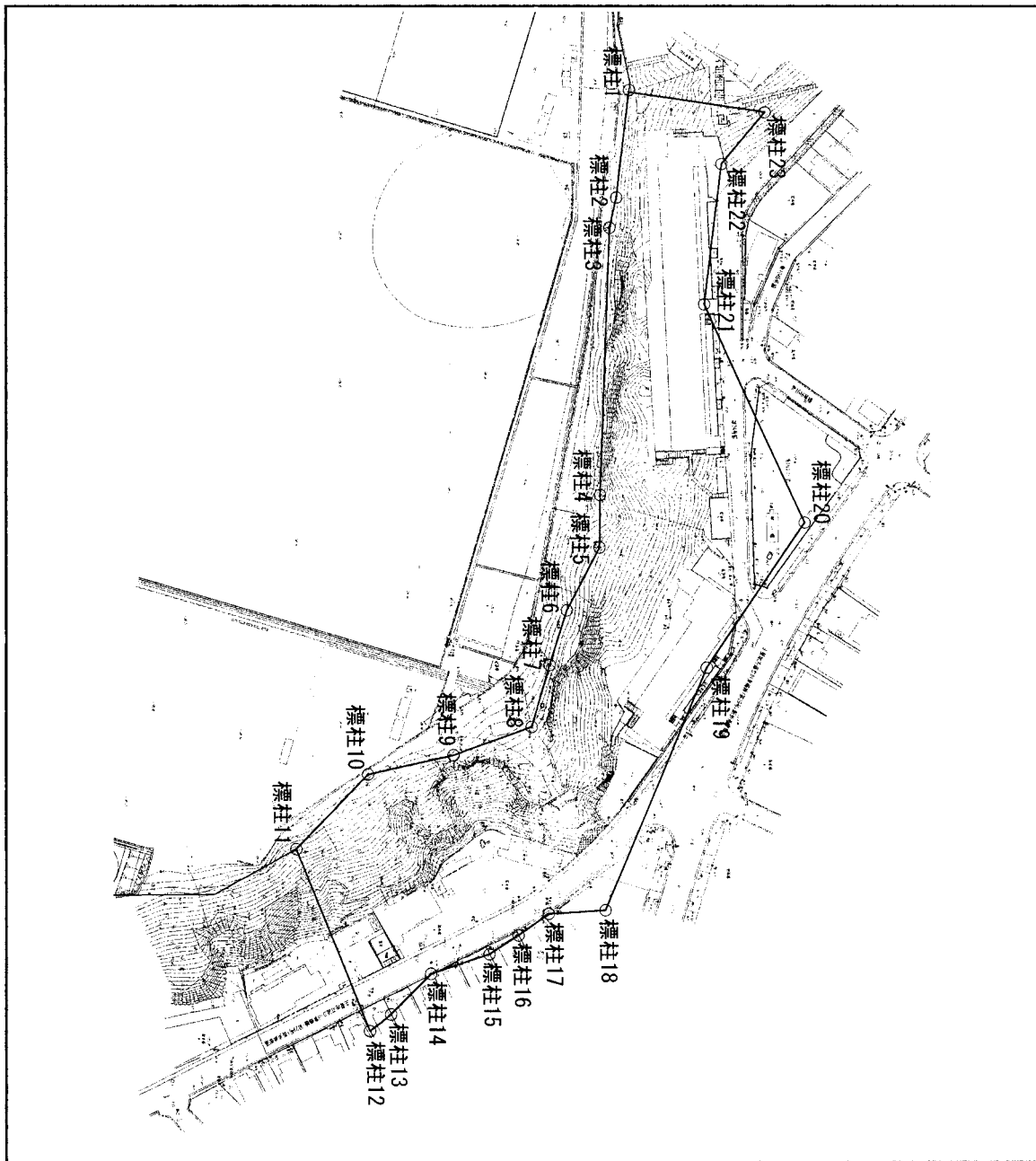
八〇二番五 十九号

八一二番二 二十三号

同市河辺町六丁目

三〇番三九
三〇番九
一一番

十五号及び十六号
十七号及び十八号
二十号



青梅市河辺町一丁目及び河辺町六丁目地内

急傾斜地崩壊危険区域

青梅市河辺町一丁目地区

別図

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申

請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十九年一月十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 申請のあった年月日

平成二十八年十一月十七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人北朝鮮難民救援基金

三 代表者の氏名

加藤 博

四 主たる事務所の所在地

東京都文京区西片二丁目二番八号 西片ハイテルA

一〇一

五 定款に記載された目的

この法人は、多くの人々の力を集めて、北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）から第三国に脱出してきた難民に対して、彼らの安全を図り、生活を支援し、さらに「難民の地位に関する条約」に基づく難民として処遇されるよう、その保護・認定・定住を実現するための活動、お

よび北朝鮮国内の民衆に対して食糧等の支援活動を行うことを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日

平成二十八年十一月二十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人アビリティクラブたすけあい町田 たすけあいワーカーズ

三 代表者の氏名

榊原 秀子

四 主たる事務所の所在地

東京都町田市中町三丁目十三番十八号 モンフラット

町田一〇三号

五 定款に記載された目的

本会は、市民によるたすけあいの理念に基づき、赤ちゃんからお年寄りまで生活の支援を必要とする人々に対し、保育・家事・介助・介護等の支援、調査研究、政策提案等の活動を行い、自らの生活を主体的に決定する市民自治によるまちづくりと地域福祉の増進に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日

平成二十八年十一月二十二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人えどがわ悠人会

三 代表者の氏名

大井 徹

四 主たる事務所の所在地

東京都江戸川区平井一丁目九番六号 大徳ビル一階

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、豊かな生活を実現させるための地域活動に関する事業を行い、福祉の向上に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日

平成二十八年十一月二十二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人PDN

三 代表者の氏名

鈴木 裕

四 主たる事務所の所在地

東京都中央区勝どき三丁目三番六号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、経皮内視鏡的胃ろう造設術（以下PEGという）に関する情報、及び関連医療情報を提供し、また、高度な技術を要するPEG治療の為、医師の研修等育成を図るとともに、患者・家族・施設等が購入することが困難な多種類のPEG関連医療用機器、PEG関連食料品等の、仲介等支援することにより、職業能力の開発や健康に寄与する事を目的とする。（以上原文のまま掲載）

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条

例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十九年一月十八日

東京都知事 小池 百合子

一 申請のあった年月日

平成二十八年十一月十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人図的表现活用研究所

三 代表者の氏名

森田 喬

四 主たる事務所の所在地

東京都新宿区早稲田鶴巻町五百三十四番地 第三八愛

ビル一階

五 定款に記載された目的

この法人は、都市や地域の空間を対象にした地図や図的表现を生かし、継続的にまちづくりに関する調査やそのベースとなる空間解析、図的表现に関する調査・研究活動を行い、そこで得られた研究資源を広く社会や次世代を担う子どもの教育に生かしていくことを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年十一月十七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日中論語素読協会

三 代表者の氏名

SUN SHULING 孫 淑玲(吉岡 玲子)

四 主たる事務所の所在地

東京都江東区新砂三丁目四番四十三―二一九号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、素読教室の運営、古典文化の普及推進、文化交流等の事業を行い、古典の素読を通じて、人生において大切な心を古典から学び、眠っている能力を開発し、誰もが心豊かに暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年十一月二十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人たしざん

三 代表者の氏名

前田 典子

四 主たる事務所の所在地

東京都練馬区東大泉七丁目四十六番十四号

五 定款に記載された目的

この法人は、すべての人が同じ地域で心豊かに生活できる共生社会の実現に向けて、特に障害者及び生きにくさを抱えている者を対象として、就労機会の提供及び継続的就労支援活動に関する事業を行い、障害者福祉の発展及び障害者就労環境の向上に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年十一月二十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人コニアス

三 代表者の氏名

岡 秀明

四 主たる事務所の所在地

東京都北区赤羽台三丁目五番八号

五 定款に記載された目的

この法人は、子どもの貧困問題の解決に資するため、情報提供、調査活動、他団体や専門家との連携等を通じて、一人親の生活と育児を支援することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年十一月二十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本ITイノベーション推進機構

三 代表者の氏名

小泉 賢司

四 主たる事務所の所在地

東京都品川区東五反田一丁目八番十一―二〇二号

五 定款に記載された目的

この法人は、現代産業界において、企業の次世代につながる経営安定化のためには、業務方法、及び事業、営業機構のIT化に取り組むことが不可欠であることから、溢れるように提供される高度専門的なIT技術情報の中から、個々の企業が必要とするIT技術情報を選択提供し、同時に、事業収益の向上に資する戦略的IT事業機構の創出を支援する活動を行い、もって、個々の企業に最適なITビジネス環境の創出とイノベーションを支援

すること通して、日本経済及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の認定について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

平成二十九年一月十八日

東京都知事 小池百合子

一 名称

特定非営利活動法人LSスコラ育英基金

二 代表者の氏名

中村 勝洋

三 主たる事務所の所在地

東京都世田谷区船橋一丁目二十五番十五号

四 認定の有効期間

平成二十八年十二月二十六日から平成三十三年十二月二十五日まで

認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十九条第二項第三号に掲げる事項に係る定款の変更の届出があったので、同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二條の三の規定により、次のとおり公

告する。

平成二十九年一月十八日

東京都知事 小池百合子

一 名称

特定非営利活動法人HANDS

二 代表者の氏名

中村 安秀

三 主たる事務所の所在地

東京都渋谷区富ヶ谷二丁目四十一番十二号 富ヶ谷小川ビル二階

一 名称

特定非営利活動法人NPO会計稅務専門家ネットワーク

二 代表者の氏名

脇坂 誠也

三 主たる事務所の所在地

東京都江東区東陽三丁目八番五号 日向野ビル三階

都市計画道路事業の施行について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十九年一月十八日

東京都知事 小池百合子

一 都市計画事業の種類及び名称

二 施行者の名称

三 事務所の所在地

別表のとおり
東京都
新宿区西新宿二丁目八番一号

四 事業地の所在 別表のとおり

別表

都市計画事業の種類及び名称 事業地の所在 事業認可の告示 所管事務所

町田市計画道路事業三・四・十八号能ヶ谷根内 町田市野津田町字中村及び字本村地内 平成二十八年十二月二十七日 町田建設事務所

調布都市計画道路事業三・四・十八号狛江銀座吉祥寺線 調布市柴崎一丁目、柴崎二丁目、佐須町五丁目及び深大寺南町三丁目地内 平成二十八年十二月二十七日 日関東地方整備局 告示第三百六十三号

調布都市計画道路事業三・四・十八号狛江銀座吉祥寺線 調布市柴崎一丁目、柴崎二丁目、佐須町五丁目及び深大寺南町三丁目地内 平成二十八年十二月二十七日 日関東地方整備局 告示第三百六十四号

東京都指定排水設備工事事業者の變更届出について

東京都指定排水設備工事事業者規程(平成十三年東京都水道局管理規程第四号)第六条の規定に基づき、東京都指定排水設備工事事業者から次のように變更の届出があったので、同規程第七条の規定により公告する。

平成二十九年一月十八日

東京都下水道局長 石原清次

一 事業所の所在地を變更した事業者

受理年 指定番号 商号又は名称 新事業所 旧事業所 月日 指定番号 名称 所在地 所在地

平成二〇〇五〇 株式会社 世田谷区給 世田谷区上

東京都指定排水設備工事事業者の指定について

十八年十一月九日	エスエス 田五丁目六番三号	北沢五丁目二十五番九号
同月十日	株式会社 杉並区高円寺南四丁目四十番十七号	杉並区高円寺南四丁目三十七番二十三号
同日	株式会社 大羽工業 所	ト一階
同月十日	株式会社 川上設備	台東区松が谷三丁目三番十六号
同日	青木土木工業株式会社	東村山市多摩湖町四丁目三十一番地二十三
同月十七日	シナネンファシリテイーズ株式会社	港区海岸一丁目四番二丁目二十七番一号
同月十五日	ナネンビル 二階	渋谷区東二丁目二十七番一号
平成二十八年十一月十五日	富士設備工業株式会社	北村 泰人 福田 義次
同月十一日	村上工業株式会社	右ノ子幹治 村上 武男
同月二日	文化興業株式会社	菊地 達郎 鎌田 隆次
同日	東京支店	

二 代表者を変更した事業者

五三八〇	有会社 白崎 守康	国分寺市富士本三丁目二十番地十五
五三七八	東京ガス株式会社	中島 典夫 大田区上池台四丁目三十九番五号
五三七七	株式会社 リウオー	浅野 貴光 世田谷区深沢一丁目十二番三号
五三七九	世田谷設備株式会社	高橋 弘匡 世田谷区瀬田四丁目二十三番五号
五三八一	東京ガス株式会社	宮内 敏晴 渋谷区代々木三丁目二十八番六号
二 指定年月日	平成二十八年十二月十五日	いちご西参道ビル四階

東京都下水道条例(昭和三十四年東京都条例第八十九号)第七条の規定により、東京都指定排水設備工事事業者を次のように指定したので、東京都指定排水設備工事事業者規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第七条の規定により公告する。

平成二十九年一月十八日

東京都下水道局長 石原清次

一 指定した事業者

発行	東京都
電話	東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
郵便番号	163-8001
定価	本号 三〇円 一箇月 六、六〇〇円
印刷所	勝美印刷株式会社
電話	東京都文京区白山一丁目十三番七号
郵便番号	113-0001

発行 東京都 電話 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001 定価 本号 三〇円 一箇月 六、六〇〇円 (郵送料を含む) 印刷所 勝美印刷株式会社 電話 東京都文京区白山一丁目十三番七号 郵便番号 113-0001

